

令和7年9月から認可保育施設における 保育料の多子軽減制度を拡充します。

国の制度から、千葉市独自に拡充する内容

認可保育施設における多子世帯の保育料について、保護者と生計が同一のお子さんが2人以上いる場合、令和7年9月から、軽減対象施設の在籍の有無やきょうだいの年齢に関わらず、

第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料にします。

※軽減の対象は保育料です。送迎費、給食費、行事費、入園料などは、これまでどおり保護者の負担となります。

<拡充イメージ>

		現行（令和7年8月まで）	拡充後（令和7年9月から）
【第1子】	小学生以上 	カウント対象外 (小学生以上の児童)	 第1子としてカウント
【第2子】	認可外保育施設等 	カウント対象外 (認可外保育施設を利用する児童)	 第2子としてカウント ➔ 保育料を助成
【第3子】	認可保育施設 	第1子としてカウント ➔ 保育料全額	 第3子としてカウント ➔ 保育料無料

対象者 ※次の要件をすべて満たすお子さん

- 千葉市に在住している
- 対象施設の0～2歳児クラスに在籍している
- 世帯の第2子以降である

※第1子の年齢や、世帯の所得は問いません。

対象施設

- 認可保育施設
(保育所(園)、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業)

※千葉市に在住しているお子さんが、市外の認可保育施設を利用する場合も対象となります。

必要なお手続き

- **原則、申請手続きは必要ありません。ただし、以下①・②に該当する場合は届出が必要となります。**

- ① 生計が同一で別居（就学や療養等で市外に居住している等）のきょうだいがいる場合
- ② 幼稚園等を利用しているきょうだいがいる場合

必要なお手続きの詳細については、千葉市ホームページをご確認ください。

(下記のURL、または右記の二次元バーコードからアクセスできます)

<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/unei/hoikuryou29.html>



お問い合わせ先

- 制度に関するお問い合わせ
こども未来局 幼児教育・保育部 幼保運営課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 高層棟8階 ☎ 043-245-5726
- 「必要なお手続き」に関するお問い合わせは、利用施設のある区のこども家庭課へお問い合わせください。

中央保健福祉センター こども家庭課 〒260-8511 中央区中央4-5-1 ☎ 043 (221) 2172 FAX 043 (221) 2606	花見川保健福祉センター こども家庭課 〒262-8510 花見川区瑞穂1-1 ☎ 043 (275) 6421 FAX 043 (275) 6318	稲毛保健福祉センター こども家庭課 〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4 ☎ 043 (284) 6137 FAX 043 (284) 6182	若葉保健福祉センター こども家庭課 〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1 ☎ 043 (233) 8186 FAX 043 (233) 8178	緑保健福祉センター こども家庭課 〒266-8550 緑区鎌取町226-1 ☎ 043 (292) 8137 FAX 043 (292) 8284	美浜保健福祉センター こども家庭課 〒261-8581 美浜区真砂5-15-2 ☎ 043 (270) 3150 FAX 043 (270) 3291
---	---	--	--	--	--